問 題	あなたに、ご質問です！ ※消費税の軽減税率の	どちらでしょうか？	
		対象	対象外
1	週１回発行の業界紙の新聞は、		
2	定期購読契約の週３回発行の業界紙の新聞は、		
3	駅の売店で販売されている毎日発行の一般紙の新聞は、		
4	定期購読契約の毎日発行のスポーツ新聞は、		
5	毎日発行する新聞の電子版は、		
6	コンビニで販売されているペットボトルのミネラルウォーターは、		
7	家庭用の水道料金は、		
8	一般家庭用のウォーターサーバーのレンタル料は、		
9	一般家庭用のウォーターサーバーの飲用として使用される水の代金は、		
10	ペットフードは、		
11	ぶどう狩りや梨狩りなど果樹園で、入園料とは**別に**販売されている果物は、		
12	食品の送料について、**別途**求める場合は、		
13	インターネットでの食品の販売は、		
14	輸入される飲食料品は、		
15	飼料用として一部売残りを販売した輸入食品は、		
16	食品の製造において使用する「添加物」の販売は、		
17	食品添加物の金箔の販売は、		
18	食品添加物の重曹の販売は、		
19	食品添加物としてではなく、清掃用としての重曹の販売は、		
20	カット野菜や果物等の消毒に使われる食品添加物の"次亜鉛素酸ナトリウム"の販売は、		
21	社員食堂で提供する食事は、		
22	セルフサービスの飲食店での飲食は、		
23	テーブルと椅子を用意している屋台のおでん屋での飲食料品の提供は、		
24	カウンターと椅子を用意している屋台のラーメン屋での飲食料品の提供は、		
25	テーブル・椅子などを設置せずに、縁日での屋台のお好み焼きの販売を行う場合は、		

問 題	あなたに、ご質問です！	正しい方（もの）を選んでください。
26	商品券、ギフト券、旅行券などのいわゆるプリペイドカードを譲渡した場合、物品切手等の譲渡はどのように取り扱われますか。	課税 ・ 非課税 ・ 不課税
27	物品切手であるコーヒーチケットの発行は原則として、	課税 ・ 非課税 ・ 不課税
28	上記にかかわらず、物品切手であるコーヒーチケットを発行した際に、発行時に売上計上したとき、消費税を［　　］とする方法も継続適用を要件として認められています。	課税 ・ 非課税
29	軽減税率制度導入後、店内飲食・テイクアウトどちらも利用可能なコーヒーチケットによりコーヒーを提供する場合、そのコーヒーチケットの販売はどのように取り扱われますか。	・対象 ・対象外 ・判定は不能
30	ラーメン店が、ソフトドリンクを缶やペットボトルをそのまま提供する場合、そのソフトドリンクの提供はどのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
31	食品と食品以外が予め一体となっている商品である「一体資産」は、対価が税抜［　①　］円以下で、かつ食品の価格構成比が［　②　］以上である場合に軽減税率が適用されます。 ①、②に入るものを右記の中から選んでください。	① ア　1,000　イ　2,500 ウ　5,000　エ 10,000 オ 15,000 ② ア　1/4　イ　1/3 ウ　1/2　エ　2/3 オ　3/4
32	豚肉や牛肉、魚介類を、一般的なプラスチックのトレイを使用して販売している場合、右記のうち、そのプラスチックのトレイの取扱いで正しいものを選んでください。なお、プラスチックのトレイは豚肉等の販売で通常必要なもので、豚肉等を料理で使用した後不要となる、通常スーパーマーケットで見かけるものです。	ア　軽減税率の対象 イ　一体資産の要件を満たせば対象 ウ　対象外
33	食品や洗剤、食器などが選べるカタログギフトについて、そのカタログギフトの製作業者が百貨店に販売した場合、どのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
34	上記の食品や洗剤、食器などが選べるカタログギフトを仕入れた百貨店が個人に販売した場合、このカタログギフトの販売はどのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
35	上記の場合、そのカタログギフトが食品のみ選べるものである場合、そのカタログギフトの販売はどのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外

問 題	あなたに、ご質問です！	正しい方（もの）を選んでください。
36	「飲食店業を営む者が行う食事の提供（いわゆる外食）は、どのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
37	軽減税率制度における、いわゆる外食とは、 ① 飲食店業を営む者が「飲食設備 ※ 」のある場所において ② 「飲食料品を飲食させる役務の提供」 のこととされています。このうち ①の飲食設備とは、右記のうち、いずれが該当するのか、正しい方を選んでください。 （※ テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備）	・飲食専用設備であるものだけ ・飲食専用設備でないものも
38	“飲食料品の提供を行う者”と、テーブル・椅子等の“設備を設置・管理する者”が異なる場合における、「飲食料品を飲食させる役務の提供」は、軽減税率の(イ),(ロ),(ハ)のいずれか、正しいものを選んでください。	(イ) 対象になります (ロ) 対象外です (ハ) 対象となる場合と対象とならない場合があります。
39	飲食店業を営む者が、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている場合の、持ち帰り販売は、どのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
40	いわゆる「ケータリング」（相手方の指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）は、どのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
41	コンビニエンスストア内のイートインスペースでの飲食を想定し、返却用のトレイや食器に入れて、ホットドッグや唐揚げ等の販売を行う場合は、どのように取り扱われますか。	対象 ・ 対象外
42	イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアで、ホットドッグや唐揚げ等を持帰り用の容器等に入れて販売する場合で、 (ア) 持帰りようの容器を利用しているため、全て対象 (イ) イートインスペースがあるため、全て対象外 (ウ) イートインスペースで飲食するのか又は持ち帰るのか、販売の際に相手の意思を確認することで判定を行う	軽減税率の判定で、 (ア),(イ),(ウ)の対応でどれが正しいでしょうか。
43	軽減税率制度における、いわゆる外食とは、① 飲食店業を営む者が「飲食設備」のある場所において、② 「飲食料品を飲食させる役務の提供」のこととされています。そこで、スーパーマーケットで、顧客が飲食にも利用することができすカウンターと椅子を配置した休憩スペースがある場合、①の飲食設備に	・該当します ・該当しません

問 題	あなたに、ご質問です！	正しい方（もの）を選んでください。
44	カウンターのみ設置された立食そば屋のサービス（テイクアウトは除く）は、軽減税率制度の	対象 ・ 対象外
45	飲食店のレジ前にある菓子の販売は、	対象 ・ 対象外
46	コンビニエンスストアでは、弁当のような持ち帰り・店内飲食のどちらも可能な商品を販売する場合、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うことなどにより、軽減税率の適用の判定をすることとされています。 ➡ さて、このとき、大半の商品の販売が持ち帰りを前提として営業している店舗では、全ての顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うための質問をする。	・必要があります ・必要はありません
47	スーパーマーケットに、飲食にも利用可能な休憩スペースがあり、弁当や惣菜等の販売を行っている場合で、 (ア) 休憩スペース（イートインスペース）で顧客が飲食するとは限らないので、全て軽減税率の対象 (イ) 休憩スペース（イートインスペース）があるため、全て軽減税率の対象外 (ウ) 休憩スペース（イートインスペース）で飲食するのか、又は、持ち帰るのか、顧客の意思確認を行うことなどにより軽減税率の適用判定を行う	軽減税率の判定で、(ア),(イ),(ウ)の対応でどれが正しいでしょうか。
48	軽減税率制度における、いわゆる外食とは、 ① 飲食店業等を営む者が「飲食設備　」のある場所において ② 「飲食料品を飲食させる役務の提供」 のこととされています。 ➡ そこで、スーパーマーケット内の飲食にも利用可能な休憩スペースに、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない場合、そのスペースは①の飲食設備に	・該当します ・該当しません
49	スーパーマーケットの顧客が利用できない、従業員専用のバックヤードは上記の①の飲食設備に	・該当します ・該当しません
50	スーパーマーケットの顧客が利用するトレイ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）については、やはり①の飲食設備に	・該当します ・該当しません

問 題	あなたに、ご質問です！	正しい方（もの）を選んでください。
51	休憩スペースのあるスーパーマーケットでの飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定することとなります。 ➡ このとき、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているスーパーマーケットの場合、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問する	・必要があります ・必要はありません
52	スーパーマーケットの休憩スペースについて、パンと飲料に限り飲食を認めていることを掲示している場合、弁当や総菜の購入者に対して、店内飲食か持ち帰りかを質問する	・必要があります ・必要はありません
53	上記の問52における弁当や惣菜の販売は軽減税率の	対象 ・ 対象外
54	飲食店で、顧客が注文した料理の残りを折り詰めによる持ち帰りサービスを行っている場合、その持ち帰り分については、軽減税率の	対象 ・ 対象外
55	回転寿司店のターンテーブルで提供した寿司について、顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできる場合、顧客がパック詰めをした寿司は、軽減税率の	対象 ・ 対象外